

掲載議案 候補 1

令和8年度の船橋市の主な事業

【第1号】令和8年度一般会計予算

【主な事業内容】

「児童相談所」の開設

(予算額：〇〇〇円)

船橋市の全ての子供の安全で安心な生活を守り、健やかな成長と発達を切れ目なく支援する拠点として、令和8年7月に児童相談所を開設します。

5歳児健康診査

(予算額：〇〇〇円)

発達特性等の早期発見・早期支援につなげるとともに、生活習慣、その他育児に関する指導を行い、幼児の健康の保持及び増進を図るため、5歳児健康診査を実施します。

空家等適正管理促進事業

(予算額：〇〇〇円)

市民の生活環境を保全するため、所有者の死亡後相続人がいない、または所有者の所在が判明しない等の管理する権限を有する者が明らかでない空家等について、民法に基づく財産管理制度をより一層活用し、解消を図ります。

新規就農者育成総合対策事業

(予算額：〇〇〇円)

新たに農業を開始する方に対し、就農直後の経営確立のための資金補助を増額することで、農業人材の定着を図ります。

各会計別予算

区分	議案番号	予算額
一般会計		第1号
特別会計	国民健康保険事業	
	公共用地	
	先行取得事業 船橋駅南口市街地	
	再開発事業	
	介護保険事業	
	母子父子寡婦	
	福祉資金貸付事業	
	後期高齢者	
	医療事業	
	計	
企業会計	地方卸売市場事業	
	病院事業	
	下水道事業	
計		
特別会計・企業会計		
合計		

各会計の予算額を一覧で掲載予定

マンホールトイレの整備拡大

(予算額：〇〇〇円)

災害発生時の避難所におけるトイレ不足の解消とともに、避難者の衛生対策や健康保持のため、小学校にマンホールトイレを整備します。

●対象小学校

- 葛飾小学校
- 高根台第二小学校
- 薬円台南小学校
- 三咲小学校

※各小学校5基ずつ整備予定。

文化芸術活動支援補助事業

(予算額：〇〇〇円)

市民が主体的に文化芸術に親しみ、活動する環境がより充実することを目的として、本市の文化芸術の振興及び発展に寄与すると認められる団体又は個人の自主的な文化芸術活動を支援します。

用語解説
など

掲載議案 候補2

商店街活性化支援事業補助金等

【第11号】令和7年度一般会計補正予算

補正額
〇〇〇千円
(内訳)
〇〇費
〇〇〇千円

【主な事業内容】

商店街活性化支援事業補助金

(補正額：〇〇〇円)

物価高騰対策として、市内商店会等が実施するプレミアム付
き商品券・クーポン券発行事業やキャッシュレス決裁キャン
ペーン事業などの消費活性化対策を補助します。

自転車走行空間を整備

(補正額：〇〇〇円)

国の補正予算に伴う国庫補助金を活用し、市道00-009号
線及び市道00-010号線に自転車走行空間を整備します。

イラスト

用語解説
など

掲載議案 候補3

公示通達をインターネットで公表

【第19号】市税条例の一部を改正する条例

【改正内容】

改正後	改正前
インターネットへの公表	掲示場への 書面の掲示
+	
①掲示場への 書面の掲示 または ②事務所に設 置したパソコ ンによる閲覧	

【施行期日】

公布の日又は地方税法等の一部を
改正する法律(令和5年法律第1号)
附則第1条第12号に掲げる規定の
施行の日のいずれか遅い日(施行
期日を定める政令は、未公布)。

掲載議案 候補4

国民健康保険料率の改定

【第23号】国民健康保険料条例の一部を改正する条例

被保険者以外の住民に負担を求めるとなる等の理由により、国
および県より計画的な解消・削減を図ることが求められている。本市
では、平成30年度から原則として2年ごとに保険料の見直しをおこ
なっている。

【改正内容】

●引き上げ率 所得割 0.82%

●均等割 8千600円引き上げ

●施行日

(一人当たり調定額ベース引き上げ額 9千500円)
令和8年4月1日

行政職給料表の改正等

【第64号】一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

令和6年人事院勧告において、給与制度のアップデートが実施されたことに伴い、市の職員の職務・職責を整理し、給料表の見直しを実施します。現行の給料表のうち8級の職員を新9級に位置付け、行政委員会の事務局長、次長（消防局）、児童相談所長を新8級とします。

【改正前】

令和8年度から		令和7年度まで	
9級	部長等	8級	部長等
8級	事務局長 児童相談所長等	7級	事務局長 課長等
7級	課長等		

8級以上の職員については、評価による昇給を実施。
(55歳以上についても同様)
なお、1～7級の昇給については、現行通りとする。

【施行日】

令和8年4月1日

下水道使用料の算定方法の改正

【第32号】下水道条例の一部を改正する条例

基本使用料及び従量使用料の単価の改定を行います。今回の改定で、汚水処理費の全額回収を目指すにあたり、一度に全額回収水準とした場合、大幅な値上げとなってしまうことから、市民の急激な負担増を抑制するため、段階的に改定を行うものです。今回の改定を行った場合でも、一般的な家庭の標準的な使用水量とされる月20³mでの使用料は県内平均を下回る状況です。

【新旧使用料】

水量区分	新使用料		旧使用料
	単価	差額	単価
基本料金	790	100	690
1～10 ³ m	31	0	31
11～20 ³ m	111	10	101
21～30 ³ m	175	10	165
31～50 ³ m	240	10	230
51～100 ³ m	285	10	275
101～500 ³ m	305	10	295
501～1,000 ³ m	330	10	320
1,001～2,000 ³ m	345	10	335
2,001 ³ m～	390	10	380

【施行日】

令和9年4月1日